

税財政制度に関する指定都市の提案

～ 平成24年度国の施策及び予算に関する提案 ～

抜粋版

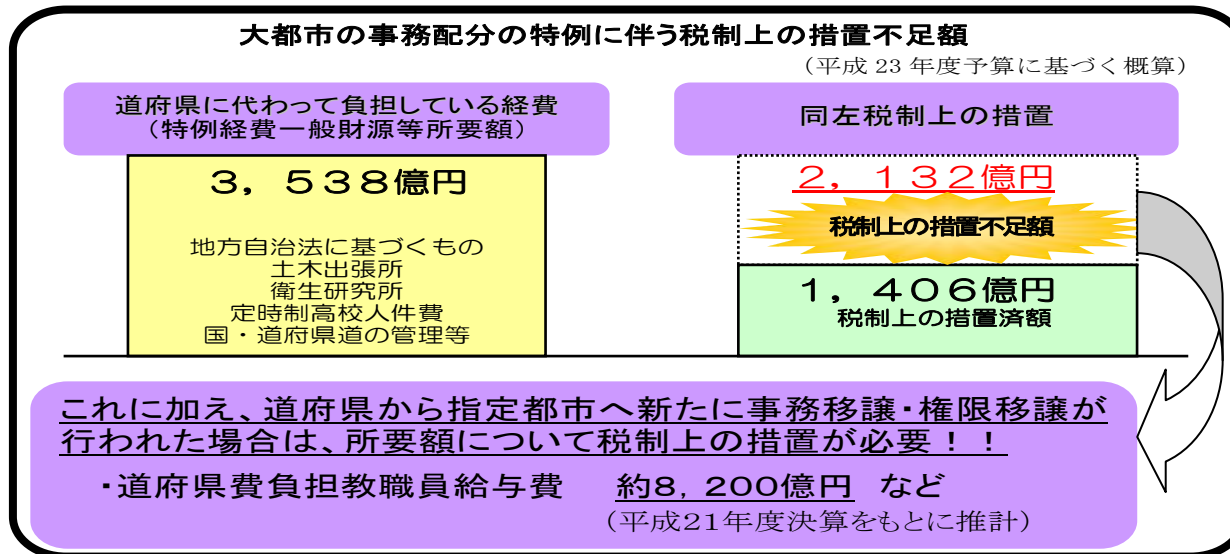
【指定都市市長会】

平成 2 3 年 1 1 月 1 日

大都市税財源の充実強化

「大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、
国・道府県から指定都市への税源移譲を行うこと。」

- 指定都市は、大都市特有の財政需要を抱えていることに加え、事務配分の特例により道府県の事務・権限が移譲されているが、地方税制は事務・権限等に関わりなく画一的であるため、必要な財源について、税制上の措置が不十分である。
- 指定都市の市民は、道府県から移譲された事務について、指定都市から行政サービスを受けているにもかかわらず、その負担は道府県税として納税しており、受益と負担の関係にねじれが発生している。
- 指定都市が、自主的かつ自立的な行財政運営を行えるよう、個人・法人所得課税及び消費・流通課税に係る国・道府県からの税源移譲により大都市税財源の充実強化を図ること。

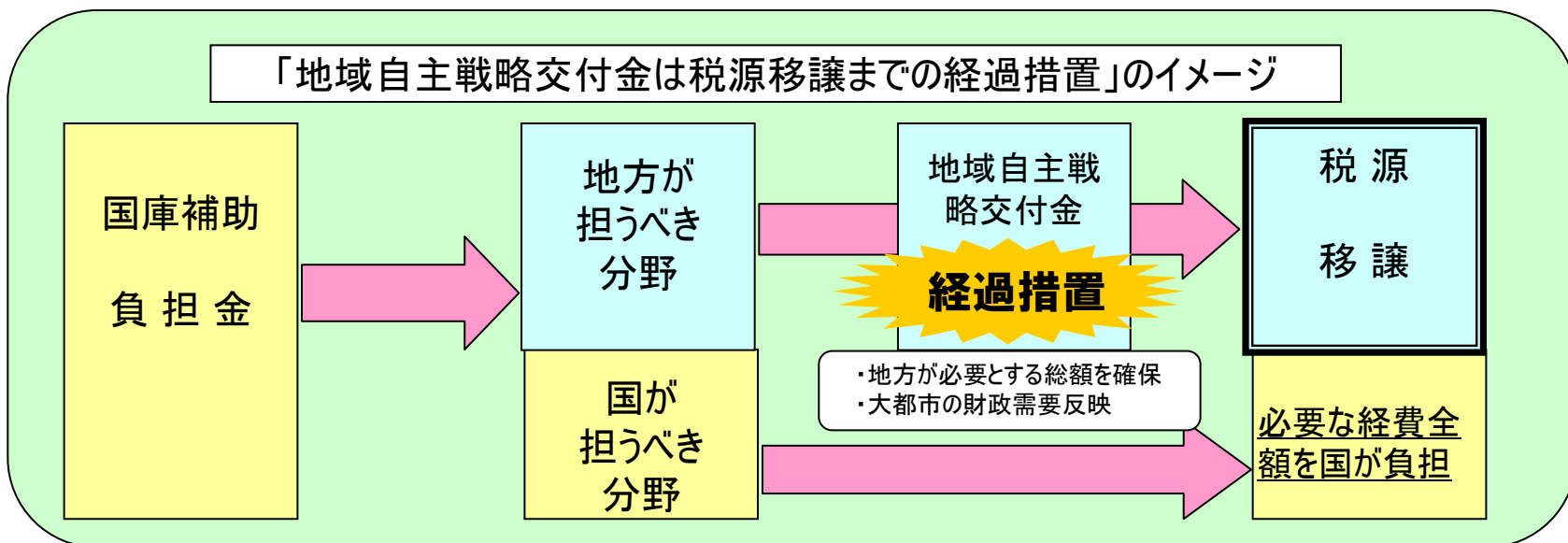


個人・法人所得課税及び消費・流通課税に係る国・道府県からの税源移譲により大都市税財源の充実強化を図ること！！

国庫補助負担金の改革(地域自主戦略交付金)

「国と地方の役割分担を明確にした上で、国が担うべき分野は国が全額負担し、地方が担うべき分野は国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。」
「地域自主戦略交付金は、税源移譲までの経過措置とすること。」

- 税源移譲に向けた工程を明確にすること。
- 導入の際には、指定都市の意見を十分に取り入れ、地方の予算編成に支障を来たさないよう、早期に制度設計を行うこと。
- 国の財源捻出を目的とした縮減を行うことなく、地方が必要とする総額を確保すること。
- 配分は、人口等の客観的指標を原則としつつ、大都市特有の財政需要や権能差を十分に反映すること。
- 配分による地方公共団体間の財政調整は行わないこと。



地方交付税の改革

「地方交付税総額は、地方の財政需要や地方税などの収入を的確に見込み必要額を確保すること。」

- 国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、臨時財政対策債の発行等による負担の先送りではなく、地方交付税の法定率引上げによって対応すること。
- 地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させるとともに予見可能性の確保に努めること。
- 地方財政計画策定の際には、大都市を狙い撃ちにした地方交付税の削減や、国の歳出削減を目的とした削減は決して行わないこと。

地方交付税等の削減状況(全国と指定都市の比較)

		平成15年度決定額	平成22年度決定額	削減額	削減率
地方交付税 (人口一人あたり)	全国総額	18兆 693億円 (14.1万円)	17兆1,936億円 (13.5万円)	△8,757億円	△4.8%
	指定都市総額	9,059億円 (3.5万円)	6,450億円 (2.5万円)	△2,609億円	△28.8%
地方交付税＋ 臨時財政対策債 発行可能額 (人口一人あたり)	全国総額	23兆9,455億円 (18.7万円)	24兆9,005億円 (19.5万円)	+9,550億円	+4.0%
	指定都市総額	1兆4,561億円 (5.6万円)	1兆2,921億円 (5.0万円)	△1,640億円	△11.3%
基準財政需要額 (人口一人あたり)	全国総額	47兆 762億円 (36.8万円)	48兆 704億円 (37.6万円)	+9,942億円	+2.1%
	指定都市総額	5兆 690億円 (19.6万円)	4兆9,081億円 (19.0万円)	△1,609億円	△3.2%